

## 岩倉市就学援助費事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童及び生徒並びに小学校又は中学校への入学を次年度に控える者（以下「就学予定者」という。）の保護者に対し、必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施に資するため、岩倉市が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (就学援助の対象者)

第2条 この要綱に定める就学援助の支給を受けることができる者は、岩倉市に住所を有し、岩倉市立学校設置条例（昭和46年岩倉市条例第51号）に規定する学校に在学する児童及び生徒並びに就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるもの（以下「準要保護者」という。）
  - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
  - イ 岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号。以下「市税条例」という。）第26条に基づく市民税の非課税
  - ウ 市税条例第49条に基づく市民税の減免
  - エ 市税条例第66条に基づく固定資産税の減免
  - オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の保険料の免除
  - カ 岩倉市国民健康保険税条例（昭和46年岩倉市条例第44号）第29条に基づく国民健康保険税の減免
  - キ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給
  - ク 生活福祉資金による貸付け
  - ケ その他経済的に困窮していると教育委員会が認めた場合

### (就学援助の費目及び支給額)

第3条 就学援助の費目は、次に掲げる費目とし、その支給額（以下「就学援助費」という。）は、教育委員会が別に定める。

(1) 学用品費等

ア 学用品費

児童又は生徒が通常必要とする学用品又はその購入費

イ 通学用品費

小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品又はその購入費

(2) 校外活動費

ア 宿泊を伴わないもの

児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料（以下「校外活動費(宿泊を伴わないもの)」という。）

イ 宿泊を伴うもの

児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費、宿泊費及び見学料（以下「校外活動費(宿泊を伴うもの)」という。）

(3) 修学旅行費

児童又は生徒が修学旅行（小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回に限る。）に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費

(4) 新入学児童生徒学用品費

小学校又は中学校に入学予定の者及び小学校又は中学校の第1学年に入学した児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品又はそれらの購入費

(5) 医療費

児童又は生徒が学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病にかかり、その疾病の治療のための医療に要する経費で、保護者が負担すべきこととなる額

(6) 学校給食費

児童又は生徒が受けた学校給食で、保護者が負担すべきこととなる額

(7) P T A会費

P T Aの活動経費で、保護者が負担すべきこととなる額

(8) 生徒会費

生徒会の活動経費で、保護者が負担すべきこととなる額

(9) 卒業アルバム代等

小学校又は中学校を卒業する児童又は生徒に対して、通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入費

(10) オンライン学習通信費

I C Tを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合において、オンライン学習の提供を受けるために必要なネットワーク環境が家庭にないため、新たにモバイルルーター等の通信機器の購入若しくはレンタルを行った場合又は教育委員会からW i - F i ルーターの貸出を受けた場合に、その世帯が負担すべきこととなる通信機器の購入又はレンタル費用及びオンライン学習に必要な通信費

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者には、前項第3号及び第5号の費目を対象とし、同法第12条の規定による生活扶助受給者については、前項第4号に掲げる費目を除いた費目を対象とする。

3 就学予定者については、第1項第4号に掲げる費目に限る。

4 転入学により認定を受けた要保護者及び準要保護者には、転入学前市町村における就学援助費の受給状況に鑑み、第1項各号の費目のうち重複受給となる費目については支給しない。

(就学援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度教育委員会が定める日までに、就学援助費受給申請書(様式第1。以下「申請書」という。)に教育委員会が指定する書類を添えて、教育委員会へ提出するものとする。

(就学援助の認定及び通知)

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請書を受理したときは、その内容を審査し、就学援助の可否を決定後、就学援助費認定(却下)通知書(様式第2)により通知するものとする。

(支給方法)

第6条 教育委員会は、就学援助費を保護者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。この場合において、保護者は、その受領に関し学校長に委任することができる。

2 学校長は、就学援助費の受領の委任を受けた場合は、教育委員会から当該就学援助費を受領した後、速やかに当該費目等に充てるものとする。この場合において、残金が生じたときはこれを保護者に引き渡すものとする。

(支給時期)

第7条 就学援助費の支給時期は次によるものとする。

- |                      |                             |
|----------------------|-----------------------------|
| (1) 学用品費等            | 5月から翌年度4月まで毎月               |
| (2) 校外活動費（宿泊を伴わないもの） | 5月から翌年度4月まで毎月               |
| 校外活動費（宿泊を伴うもの）       | 校外活動（宿泊を伴うもの）<br>の実施後速やかに支給 |
| (3) 修学旅行費            | 修学旅行の実施後速やかに支給              |
| (4) 新入学児童生徒学用品費      | 5月（教育委員会が認めた場合は、前年度2月）      |
| (5) 医療費              | 医療機関へ随時支払                   |
| (6) 学校給食費            | 学校給食を受けた月の翌月に支給             |
| (7) P T A会費          | 3月                          |
| (8) 生徒会費             | 3月                          |
| (9) 卒業アルバム代等         | 3月                          |
| (10) オンライン学習通信費      | オンライン学習を実施した月の翌月に支給         |

(年度途中の認定)

第8条 教育委員会は、転入学者又は災害等により年度の途中において就学援助の認定を必要とする者については、第4条及び第5条の規定に準じて、その都度速やかに認定し、就学援助費を支給しなければならない。

2 就学援助費は、認定年月日の属する月から支給するものとする。ただし、第3条第1項第6号に掲げる費目については、認定年月日から支給するものとする。

3 第1項に規定する支払の額は、教育委員会が別に定める。

4 第3条第1項第4号に掲げる費目の支給は、入学年度の4月末までに申請があった場合に限る。

(報告義務)

第9条 就学援助費を受けている保護者は、申請した内容に変更が生じたときは、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、就学援助を受けている保護者又はその児童及び生徒並びに就学予定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、就学援助の認定を取り消すものとする。

(1) 児童及び生徒並びに就学予定者が転出し、又は死亡したとき。

(2) 第2条各号の規定に該当しなくなったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により就学援助の認定を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が就学援助を行う必要がないと認めるとき。

2 認定を取り消した場合の就学援助費の支給は、当該事由が発生した日の前日までとする。

(返還)

第11条 教育委員会は、前条第1項の規定により認定を取り消したときは、期限を決めて既に支給した就学援助費の全部又は一部について返還させることができるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

就学援助費受給申請書

年 月 日

岩倉市教育委員会 殿

申請者（保護者）住所  
氏名  
電話

就学援助費の支給を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

また、この申請につき世帯員の住民記録、所得状況、児童扶養手当及び生活保護受給情報を教育委員会が確認することに同意します。

児童生徒 氏名			学校名		学年	
			学校		第	学年
児童生徒を含む家庭状況	氏名	続柄	生年月日	職業又は学校名	備考	
該当事項（該当する番号1つに○印をつけてください。） 1 生活保護を受けている 2 生活保護が停止又は廃止された 3 市民税が非課税又は減免された 4 固定資産税が減免された 5 国民年金の保険料が免除(全額)又は国民健康保険税が減免された 6 児童扶養手当が支給された 7 生活福祉資金の貸付を受けた 8 その他（ ）						
申請理由（具体的に記入してください。）						

様

岩倉市教育委員会

就学援助費認定（却下）通知書

申請のありました就学援助費の支給については、次のとおり決定しましたので、  
通知します。

認定（却下）事項	
認定（却下）年月日	
該当児童生徒氏名	

振込先口座

銀行名等	口座の種類	口座番号	口座名義人

※振込先口座の変更を希望される場合は、学校教育課へお申し出ください。